

福岡県国際交流センターボランティア制度要綱

(趣 旨)

第 1 条 公益財団法人福岡県国際交流センター（以下「センター」という。）は、県民のもつ能力を活かして、来県、在県の外国人との国際親善や各種国際交流を促進するため、ボランティア制度を設けており、この要綱はその実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(種類および活動内容)

第 2 条 実施するボランティアの種類は、次の各号に定める。

(1) ホームステイ・ホームビジットボランティア

外国人に対して、日本の家庭生活の体験を通じて、日本理解の促進を行う。

(2) 語学ボランティア（災害通訳・翻訳ボランティアを含む）

日本語から外国語、または外国語から日本語への簡単な通訳および翻訳を行う。

(活用方法)

第 3 条 福岡県国際交流センターボランティア制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき登録（以下「登録」という。）した者については、国際交流に関する非営利活動に対してのみ活用することとし、登録した者（以下「登録者」という。）の自発的意志による参加（以下「活動」という。）とする。

(1) 前条第 1 号に規定する種類については、日本の生活及び文化に興味を持つ、身元保証のできる国内の団体の紹介及び面接によりセンターが認めた個人及びグループに対して、ホームステイは原則として 1 週間以内の紹介を行い、ホームビジットは原則として食事時間帯を避けた 2～3 時間程度の紹介で行う。ただし、日本の生活及び文化に興味を持っていても、宿泊場所及び食事の確保並びに滞在費の節約のためであれば、紹介は行わない。

(2) 前条第 2 号に規定する種類については、公的機関、国際交流団体及び面接によりセンターが認めた個人並びにグループ等からの依頼（以下「依頼者」という。）に対して、原則として宿泊を伴わない範囲で紹介を行う。また、災害時においては、市町村等からの依頼に基づき紹介を行う。

(3) 災害通訳・翻訳ボランティアの派遣依頼を受け付けた際には、原則として災害の影響を受けていない登録ボランティアに対して活動を依頼する。

(4) 災害通訳・翻訳ボランティアの活動は、避難所や被災者相談窓口において、通訳・翻訳の協力をするほか、市町村等が外国人に情報提供を行う際の文書の翻訳などを行

う。

(5) その他、依頼市町村等の状況に応じた活動を行う。ただし、医療通訳は除く。

2 前項第2号の規定にかかわらず、前条第2号に規定する種類について、センター事業での活用が必要となった場合はこれを活用する。

(登録)

第4条 登録を希望する者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) ボランティア活動に意欲があり、要綱の趣旨を理解し記載された内容を遵守できる者で、ある程度年間を通じて実施可能であること。

(2) 福岡県内に居住、または勤務、在学している者。ただし、第2条第1号に規定する種類については、原則として福岡県内に居住し、家族全員の同意を得ていることとする。

(3) 満15歳以上の者を対象とし、未成年者については中学校を卒業し、かつ保護者(未成年の場合両親のいずれか、または、成年を迎えた同居の家族の中の誰か)の同意を得ている者。ただし、第2条第1号に規定する種類については、満20歳以上とする。

2 第2条第1号に規定する種類については、ホームステイ・ホームビジット受入家庭登録申込書(様式第1号その1)に、同条第2号に規定する種類については、ボランティア登録申込書(様式第1号その2)に必要事項を記入し、センターへ申し込むものとする。

3 登録の受付は、随時行う。

4 センターは、受付後速やかに書類審査及び面接を行い、登録の是非を決定し登録を希望する者に通知する。

(登録の期間)

第5条 登録期間は、4月から翌年3月までの1年間とし、年度末に登録者の意思を確認のうえ、更新するものとする。

2 期間の途中で登録した者についても翌年3月までの登録期間とする。

(登録の取消)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消す。

(1) 本人及び保護者から辞退の申し出があったとき

(2) 更新を行わなかったとき

(3) 要綱を遵守しなかったとき

(4) ボランティアとしてふさわしくないと認められるとき

2 前項第2号の規定により取り消された場合は、登録期間終了後1年以内に更新の意志が確認できれば登録を復活する。

(利用方法)

第 7 条 利用を希望する者は、原則として3週間前までに次の各号によりセンターへ申し込むものとする。ただし、災害通訳・翻訳ボランティアについては、この限りではない。

(1) 第2条第1号に規定する種類については、ホームステイ・ホームビジット利用個人票(様式第2号その1)に必要事項を記入の上、身元保証のできる団体の紹介であればホームステイ・ホームビジット利用申込書(様式第2号その2)、留学生、就学生であればホームステイ・ホームビジット利用申込書(様式第2号その3)を添付し、申し込むものとする。

(2) 第2条第2号に規定する種類については、ボランティア紹介申込書(様式第2号その4)に、必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 センターは、ボランティア紹介申込書の内容を審査し、第3条の規定に該当すると思われるものに対して、内容に応じて登録者の中から選考し、書面等により連絡する。

(費用負担)

第 8 条 登録者の活動に係る費用は、原則として登録者の負担とするが、資料代等の実費については、依頼者の負担とする。

2 第2条第1号に規定する登録者の費用負担については、以下のとおりとする。

(1) 受け入れに伴う送迎交通費、家庭での食事及び宿泊等の基本的な費用は、原則として受け入れ家庭の負担とする。

(2) 見学、通信及びその他の個人的費用は利用者の負担とする。

3 第2条第2号に規定する登録者をセンターが活用する場合は、交通費実費を支給する。また、紹介する場合も、同様の負担を依頼者に求めるものとする。ただし、災害通訳・翻訳ボランティアの県外での活動については、原則として交通費も登録者が負担するものとする。

(報酬)

第 9 条 登録者の活動は原則無償とする。また、登録者は、報酬を求めてはならない。ただし、依頼者が報酬を支給する際にはこの限りではない。

(責務)

第10条 依頼者及び登録者は、活動中の事故等について自己の責任において充分配慮しなければならない。

2 センターは第2条第2号の規定による登録者に対して、社会福祉法人全国社会協議会が行う「ボランティア保険」に加入させるものとする。

3 登録者が活動中の事故等によって被った損害については、前項の保険より支払われる

金額を補償の限度とする。

(秘密保持)

第11条 登録者及び依頼者は、活動中に知り得た内容について、他人に漏洩してはならない。

(免責)

第12条 登録者が依頼事項の不履行等について与えた損害については、センター及び登録者は賠償の責めを負わないものとする。

(活動記録)

第13条 センターは、登録者に紹介若しくは登録者が活動した場合は、第2条第1号に規定する種類については、活動記録書(様式第3号の1)に、同条第2号に規定する種類については、活動記録書(様式第3号の2)に記録するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年1月30日から施行する。
- 2 福岡県国際交流センターホームステイ・ホームビジット実施要綱(平成元年12月28日福国セ要綱第10号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

